

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	全国社会保険労務士会 連合会	担当部局・担当課室	労働基準局監督課 年金局事業企画課	
		評価実施時期	令和4年3月	
根拠法令等	社会保険労務士法（平成43年法律第89号） 第25条の34第1項及び第2項		法人類型	特別民間法人
法人概要	<p>○法人の概要</p> <p>昭和43年に、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的として、社会保険労務士法が施行された。</p> <p>全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、同法第25条の34第1項に基づき、社会保険労務士により都道府県の区域ごとに設立された社会保険労務士会が、その活動の全国的な統一を図るために設立した団体である。</p>			
法人の事務・事業の内容	<p>○事務・事業の内容</p> <p>① 社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務</p> <p>② 社会保険労務士の登録（社会保険労務士法人の届出を含む）に関する事務</p> <p>③ 社会保険労務士試験（社会保険労務士試験科目免除指定講習を含む）事務</p> <p>④ 紛争解決手続代理業務試験（紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修（以下「特別研修」という。）を含む）事務</p> <p>⑤ その他（国からの委託事業の実施等厚生労働行政への協力に関する事業）</p>			
法人の事務・事業の目的	<p>○事務・事業の目的</p> <p>① 社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため。</p> <p>② 社会保険労務士の登録のため。</p> <p>③ 社会保険労務士試験の実施のため。</p> <p>④ 紛争解決手続代理業務試験の実施のため。</p> <p>⑤ 厚生労働行政の適切かつ円滑な実施に資するため。</p>			
	関連する 政策目標等	—		
法人の事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>①登録（社会保険労務士法第14条の2関係） 新規登録者数 2,103人 登録抹消者数 1,374人 年度末会員数 44,203人（前年度比+729人）</p> <p>②社会保険労務士試験（社会保険労務士法第8条等関係） 受験申込者数 50,433人（前年度比+1,183人） 当該試験の実施に関する事務を連合会が行っている。 毎年1回、8月に実施している。</p>			

	<p>③社会保険労務士試験科目免除指定講習（社会保険労務士法第 11 条等関係） 受講申込者数 142 人（前年度比+5 人） 当該講習の実施に関する事業を連合会が行っている。 毎年 1 回、10 月から翌年 3 月に通信指導を、3 月から 4 月に面接指導を実施している。</p> <p>④紛争解決手続代理業務試験（社会保険労務士法第 13 条の 3 等関係） 受験申込者数 990 人（前年度比+74 人） 当該試験の実施に関する事務を連合会が行っている。 毎年 1 回、11 月に実施している。</p> <p>⑤特別研修（社会保険労務士法第 13 条の 3 等関係） 受講者数 779 人（前年度比+128 人） 当該研修の実施に関する事業を連合会が行っている。 毎年 1 回、9 月から 11 月に実施している。</p> <p>⑥中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）（厚生労働省から受託） 都道府県社会保険労務士会と連携し、働き方改革推進法の施行に伴い中小企業・小規模事業者等が抱える課題に対して、個別訪問による支援及び商工団体・市区町村等の相談窓口における支援を 37,386 件実施した。</p> <p>○事業収入（令和 3 年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>① 登録手数料収入</td> <td>80,813,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 社会保険労務士試験受験手数料</td> <td>756,495,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ 社会保険労務士試験科目免除指定講習収入</td> <td>9,450,000 円</td> </tr> <tr> <td>④ 紛争解決手続代理業務試験受験手数料収入</td> <td>14,850,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 特別研修収入</td> <td>69,184,615 円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 国からの委託事業収入</td> <td>3,779,628,600 円</td> </tr> </table>	① 登録手数料収入	80,813,000 円	② 社会保険労務士試験受験手数料	756,495,000 円	③ 社会保険労務士試験科目免除指定講習収入	9,450,000 円	④ 紛争解決手続代理業務試験受験手数料収入	14,850,000 円	⑤ 特別研修収入	69,184,615 円	⑥ 国からの委託事業収入	3,779,628,600 円
① 登録手数料収入	80,813,000 円												
② 社会保険労務士試験受験手数料	756,495,000 円												
③ 社会保険労務士試験科目免除指定講習収入	9,450,000 円												
④ 紛争解決手続代理業務試験受験手数料収入	14,850,000 円												
⑤ 特別研修収入	69,184,615 円												
⑥ 国からの委託事業収入	3,779,628,600 円												
国からの補助金等	別紙のとおり。												
法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>○ 所管官庁による法人の事務・事業の見直しを適宜行っている。</p> <p>○ 連合会においては、同会の会則の規定に基づき、外部の学識経験者を含む資格審査会（※）において、業務実績評価を行っている。</p> <p>（※）資格審査会は、社会保険労務士法第 25 条の 37 に規定されており、委員は、学識経験者、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員、社会保険労務士から、厚生労働大臣の承認を受けて、選任されている。</p>												
法人の事務・事業の必要性等・有効性	<p>○ 社会保険労務士の登録（社会保険労務士法人の届出を含む）に関する事務について 社会保険労務士の登録は、その資格を特定の人が適法に有していることを公に証明する制度である。このような登録制度は他の士業（弁護士、司法書士、行政書士等）においても同様である。 社会保険労務士の登録の事業を廃止した場合、社会保険労務士の資格を公的な資格制度として維持することが困難となり、事業主等が十分な知識等を有しない者に労働・社会保険等関係法令の事務を依頼し、適切な事務処理がなされないなどによる不利益を被るおそれがある。 よって、当該事業は、連合会に行わせることが最も有効である。</p> <p>○ 社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務について 社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。</p>												

	<p>また、社会保険労務士には、法令の見直しや雇用環境の変化等を踏まえ、適正に業務を実施することが求められている。</p> <p>これらの実現のため社会保険労務士等の品位保持や資質の向上を図るには、厚生労働省と連携しつつ、他の士業団体と同様に、社会保険労務士の業務に精通している社会保険労務士自身の団体自治によることが効果的であり、連合会に行わせることが最も有効である。</p> <p>○ 社会保険労務士試験（社会保険労務士試験科目免除指定講習を含む）事務及び紛争解決手続代理業務試験（特別研修を含む）事務（以下「試験事務」という。）について</p> <p>社会保険労務士となる素養について考査を行う試験事務と試験合格後における社会保険労務士業務の適正な実施のための指導等は、社会保険労務士制度を適正に運営するため表裏一体の関係にあることから、一体的に運用するのが効果的であり、試験事務についても連合会に行わせることが最も有効である。</p> <p>○ 国からの委託事業の実施について</p> <p>国からの委託事業については、国が一般競争入札（総合評価落札方式）を行い、連合会が落札し受託したものである。労働・社会保険分野の専門家である社会保険労務士によって設立された連合会が、その専門性に着目し実施するものであり、厚生労働行政の効果的な実施に資するものである。</p>
<p>法人の事務・事業の執行体制の適格性</p>	<p>○ 事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>労働基準局監督課にて社会保険労務士専門官1名、社会保険労務士係長1名、年金局事業企画課にて企画専門官1名、情報公開・社会保険労務士係長1名での監督体制が整備されており、事務・事業の実施に関する監督体制の適格性が担保されている。</p> <p>○ 法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <p>登録に関する事務については、連合会の「総務部登録課」、試験事務については、連合会の「試験センター」が行っているが、専任職員が適切な業務運営を行っており、事務・事業実施主体としての適格性が担保されている。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>連合会からの提出書類等により把握している。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>○ 社会保険労務士法第1条の2において、社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で業務を行うことが規定されているところ、その業務の適切な実施のため、連合会において、的確に社会保険労務士会及びその会員の指導等が行われている。今後とも、連合会に、社会保険労務士会及びその会員の指導等の徹底を図らせていくこととする。</p>

	<ul style="list-style-type: none">○ 社会保険労務士の登録に関する事務については、連合会において適切に実施されている。今後とも、連合会に、社会保険労務士法の規定に従い登録事務を行わせることとし、社会保険労務士法施行規則第12条の9に基づき、毎月、登録状況を確認していくこととする。○ 試験事務については、連合会において適切に実施されている。今後とも、連合会に、毎事業年度ごとの事業計画に基づき実施させ、実施結果を確認していくこととする。○ 国からの委託事業については、法令による適正手続の下委託を受けた場合には、連合会の専門性を発揮し、適切な実施を図らせていくこととする。
備考	

○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (令和3年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
登録等に関する事業	社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務 ＜根拠法令等＞ 社会保険労務士法第14条の4、第14条の5、第14条の11の2、第25条の13、第25条の14	52	合計		81	-	-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	登録手数料	62	-	-
			変更登録手数料	8	-	-	
			再交付手数料	0.7	-	-	
			証明手数料	0.6	-	-	
			法人登録手数料	6	-	-	
			登載事項変更手数料	1	-	-	
特定証票交付手数料	2	-	-				
社会保険労務士試験事務	社会保険労務士試験事務の実施・運営 ＜根拠法令等＞ 社会保険労務士法第10条	1,025	合計		903	-	-
			国費	社会保険労務士試験事務電子化推進事業費補助金	147	-	-
			自己収入	受験手数料	756	-	-
社会保険労務士試験試験科目免除指定講習に関する事業	社会保険労務士試験試験科目免除指定講習の実施・運営 ＜根拠法令等＞ 社会保険労務士法第11条 社会保険労務士法施行規則第4条	15	合計		9	-	-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	講習受講料	9	-	-
紛争解決手続代理業務試験事務	紛争解決手続代理業務試験の実施・運営 ＜根拠法令等＞ 社会保険労務士法第13条の3	37	合計		15	-	-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	受験手数料	15	-	-
紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修に関する事業	紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修の実施・運営 ＜根拠法令等＞ 社会保険労務士法第13条の3 社会保険労務士法施行規則第9条の3	67	合計		69	-	-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	研修受講料	69	-	-
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）	中小企業・小規模事業者等の様々な課題に応じたコンサルティングの実施や、各地域の商工会議所等の相談窓口、労務管理等の専門家を派遣する事業の実施。 国が一般競争入札（総合評価落札方式）を行い、落札し受託。	3,780	合計		3,780	-	-
			国費	委託費収入	3,780	-	-
			自己収入	-	-	-	-

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
＜令和3年度決算合計＞

特別会計	合計	
	法人合計（百万円）	労働保険特別会計
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）	3,780	3,780